

第8日

平成23年3月4日（金）

午前10時零分開議

○議長（柴田裕隆君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は22名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、3日に引き続き一般質問を行います。

それでは、最初に5番柴山恭子議員の質問を許可します。5番柴山恭子議員。

（5番柴山恭子君登壇）

○5番（柴山恭子君） 皆さん、おはようございます。5番議員柴山恭子でございます。きょうは傍聴の皆様ありがとうございます。

去年姉妹都市であります高鍋町の黒木本店に芋苗づくり、肥料づくり、土づくりの視察に伺いました。社長も町長もともに今に満足することなく、前に前に向かっていく姿勢に感動いたしました。「百年の孤独」でとても有名な黒木本店を改めて見学させていただき驚いたのは、その掃除の徹底ぶりです。特別に清掃の方がモップを持ってうろうろとしている姿を見かけるわけではありませんが、床も天井も機械もぴかぴかでした。屋根がわらや外壁はすすで真っ黒になっていましたので、やはりほこりは大量に舞っていると思われまます。それなのになぜかぴかぴか、「百年の孤独」を生んだ黒木本店、この企業の原点は1日3回行われるこの掃除にあると思われまます。

先日、市民から電話を受けました。庁舎の周りはいつものなぜ汚いのですかというものでした。反省すれば、4階でさえ一度も私は掃除をしたことがありません。係の方がやってくれているので、やらなくていいという気持ちがあったのでしょうし、自分の使った湯飲みでさえそのまま、今反省しきりであります。先日、デパ地下のカリスマと言われる男性が床をぴかぴかに磨いている姿が映されました。やはり仕事の原点は掃除にあるのかもしれない。今は建設現場でも灰皿を置くところは少なくなりました。たばこの吸い殻は自分で持って帰るのが常識となっております。庁舎の前、玄関先右側に灰皿が置いてあるのは、いかがなものかと思われまます。庁舎は朝倉の司令塔、古いけれど、中はぴかぴかにしたいものです。それこそが日本一の朝倉、力を合わせてまちづくりの最初に始める仕事ではないかと考えまます。

これより質問席にて質問を続行させていただきます。

（5番柴山恭子君降壇）

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 朝倉市の農業についてお尋ねいたします。

市長の施政方針の中に特産物の開発支援、後継者の育成確保、耕作放棄地対策、企業誘致、6次産業化を含めた産業の創出を進めるための体制の強化など農林業づくり、働く場

づくりに力を入れ、夢も希望も持てる朝倉市とする方針が述べられております。

うきは市は、オリーブの苗を補助し、オリーブの栽培を始めました。商工会女性部ではオリーブオイルをつくったドレッシングを開発、またうきは茶葉を使った「うきはん茶」生産による雇用を生み出せないかと検討中だそうです。武雄市のレモンガラス、ローズヒップなど特産品として有名です。市長、市長は特産品としてどんなものを考えてありますでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 特産品ということでありまして、新たにつくるものもあるでしょうし、既に朝倉の地はすばらしい農産物を初めとする特産品がございます。既にあるものをより一層磨いていくといたしますか、そういった形も考えられると思います。

ですから、新しいものということになりますと、今からいろんな形で取り組みをしていかなきゃならないと思いますし、そのことにつきましてはいろんな方面に、今例えば改良普及センター等を含めてどういったものがあるのかということ、検討をしてくださいということをお願い申し上げます。

ちなみに、先ほどありましたうきは市のオリーブにつきましては、先日うきは市の副市長と会いまして話しましたら、ことしが1.8リットル搾れたという話を聞きました。そういう状況のようであります。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 市長、私の特産物の夢をしゃべってもよろしいでしょうか、ありがとうございます。私たちはハゼの先進地、水俣市と島原市に視察に行きました。

水俣市では、ミカンの大暴落の折、転作作物としてハゼの木を植えたそうです。初年度1反当たり8万円の補助金を出し、平成元年、古いハゼが1万本、新しい苗を8年間で7,000本、10町歩ほどに植えられているそうです。島原市は、雲仙火砕流でハゼ畑が壊滅、現在、少しずつハゼ畑が再生されているとのことでした。

我が朝倉市は中山間地域も多く、柿やナシの果物の産地であります。今高齢化が進む中、その作業の大変さから規模縮小、廃園に追い込まれ、果樹園は22.5%減となっているようです。市長、私は農業者ではありませんが、柿がよければ柿、ナシがよければナシというような単一作物の栽培は何か危ないような気がしてなりません、どう思われますでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今柿は御存じのように価格の低迷、そして特に今年度におきましては天候等含めまして非常に、特に朝倉地域の柿については大変な状況でございました。そういった中で、過去に日本一の産地として、いわゆる朝倉の柿は一時期ほど、それは市場で高い評価を受けております。今でも評価は高いわけですが、しかし、残念ながらナシも含めてそういう状況であります。

そこで、今その一つ、対応として、いわゆる福岡県で開発しましたイチジクの「とよみつひめ」が、本来これは京築地域がもともとのイチジクの産地でありました。その地域に品種を改良しようということで、県は開発したわけですが、実質的にそれを開発しましたら、その産地が京築地区には従来の品種からなかなか切りかわらないと、そういった中で朝倉、あるいは筑後地区のほうがむしろ「とよみつひめ」については産地として今形成をされつつあります。そういったものやっつけていかなきゃならんと、もう一方、今、柴山議員が言われましたハゼにつきましては、昔から朝倉地域を含めて筑後地域にとってはハゼというのは非常に大きな特産物でありました。しかし、その後、いわゆる木ろうの原料としてのハゼであります。その後ろそくが、いわゆる木ろうではなくて、和ろうそくではなく、洋ろうそくに切りかわったということもございます。随分生産が減少してまいりました。

一方、ハゼを見てみますと、昔からいわゆる日本の農林産物では数少ない輸出品でもあったという歴史がございます。そういった意味で、ハゼについてはやり方によっては、取り組み方によってはおもしろいものになるんじゃないかと、ただ、現在、木ろうを生産するところが福岡県内には高田町に1件ございます。私も県議会時代に視察に行きました。1件です。実際じゃどの程度の、要するに1次産業だけとしてのハゼでありますと、あれが大体キロの250円ぐらいで木ろうが買い取るそうです。

ですから、私も1本の木で大体どのくらいとれるのかというのはいろいろ差がありましようけど、ただ、1次産業としてだけですと、ちょっと価格的にどうか。それをじゃこの地域の特産物とするには、木ろうをどういう形でこの地域、ただ単なる木ろうという形じゃなくて、それをどういう形で地域の特産品としていくかということが、非常にむしろ生産するよりもそちらのほうが難しいのかなと、頭を使わなきゃならんのかなという気がしております。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 今市長が言われましたように、ハゼは江戸中期ごろから明治まで朝倉地方の特産物に発展いたしました。そして、藩の財政を立て直したと言われております。何かを特産物とするからには、その土地に合っていることが最大の条件だと思われまます。そうすると、ハゼ、多く自生しているツバキ、筑後川の土手を一面に彩る菜種、それらにもう一度特産品としての光を当てるべきだと思うのです。このままでは朝倉市の農業は衰退していってしまいます。簡単に言えば、私たちの建築業者でさえも農業の方々の収入が減れば、家が建たない、分かれ家が建たない、大きな経済的に困った問題となっておりますので、何としても朝倉市の農業の収入を上げていかななくてはならないと思っております。

それで、なぜ今回この一般質問をしたかといいますと、官民一体となった朝倉農業を本気で考えていただきたいと思うからです。ハゼの木から木ろうをとるには、5年から10年

かかると言われております。そのためにはどこで栽培するのか、中山間地域での集落、地域ぐるみでの営農体系はできるのか、高齢者、女性が農業を続けられる仕組みはどうするのか、地域農業の担い手の一員として企業の農業参入に対する農地利用の支援はどうするのか、5年間の間に6次産業としてどんな商品の研究開発をするのか、農商工連携による販売力の強化など本気で考えなければならないことがたくさんあります。これはどうあっても官民一体、官の力を借りなくては前に進むものではないと思っております。市長、この点どうでしょうか、力を貸していただけますでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） それは当然そういった形でやれるということであれば、行政も一体となってやらなきゃならんと思いますし、またやっていきたいというふうに思ってます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） ありがとうございます。今60本の苗に松山ハゼを接ぎ木をしようとしております。種は1,000個植えておりますので、ほとんど芽が出て、来年には接ぎ木できる状態になるそうであります。私たちは私たちでできることをやってまいります。どうか行政としても、この私たちの思いに力を貸していただけますようお願い申し上げます。

それでは、これからが大変なんです。嫌みも言わなくちゃならないし、よろしく願いします。次の朝農跡地問題について質問をいたします。

市長にお尋ねいたします。施政方針には、朝倉農地問題は触れてありませんでした。ありませんでしたが、まとめに、「積極、果敢に、率先して行政課題に挑戦し、市民の皆様、そしてその代表である市議会議員の皆様とともに、ふるさと朝倉市の未来を切り開いていく決意であります」とあります。朝倉朝農跡地問題も23年度重要な行政課題だと考えられておりますか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） もちろん、非常に朝倉市にとっては重要な問題だというふうに思っております。私が市長になりまして10カ月たったわけですけれども、その間何をしておるのかといういろいろ批判もいただきました。

ただ、前段の整理というものがあまして、そこらあたりがようやく皆さん方にも議会の方にも御報告できるような状況になっておりますので、これから本当の意味であの土地をいかに活用していくかという方向を形を進めていきたいというふうに思っております。ぜひ御協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 副市長にお尋ねいたします。

きのう井本議員の答弁に、朝農対策室は平成22年4月前、私が来る前に配置されていた、1年しかたっていないのに変えにくいとか、今の部署でも議論できると言われました。間違っておりますでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 変えにくいということではなくて、平成22年度に機構改革の中で総務部にあったものが現在の農林商工部のほうに移ったということで、その中で横断的なものも含めてしっかりとやっていくということが、現在なされておるということを御説明したというつもりでございます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 私は、副市長に期待をしております。だけど、きのうの答弁を聞くと、とても残念でした。なぜかといえば副市長の県での経験を生かし、何か改革をされる方だと思っておりました。これまでさんざん議論されたであろう庁内検討委員会、朝農対策室、具体的な活用計画の見通しが全くつかないことが問題で、なぜにそうなのか、どうすれば前に進めることができるのか提案されるかと思っておりました。議員の案を真っ向から反対されるだけであれば、何の問題解決につながるとは思えません。副市長の活用計画への思いをお尋ねいたします。

○議長（柴田裕隆君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） まず、機構改革のことにつきましては議員の皆様方からいろいろな議論をいただいておりますので、そのことを否定するつもりはございません。さまざまな検討を今後もやっていかないといけないと、ただ、現在の部署から総務部に移すということが絶対的な答えかというのと、必ずしもそうではないのではないかと、部局横断的なことを議論するためには総務部だという論法ですと、それはどこの部署においても部横断的なことは議論すべきだし、そうなっているはずだというふうなことを申したと。実際に進めていくに当たってスピード感を持ってやっていくには、もっと別のやり方があるんじゃないかと。それは、例えば部署の問題であったり、人員の問題であったり、さまざまなことがありますから、そういったことについては私も検討すべき問題でありますし、現在も検討しております。機構改革をどのスピードでどれだけ進めるかということにつきましては、現在まだ答えが出てませんもんですから、検討中だということ考えてます。

朝農の計画につきましては、これまでさまざまな議論がされてますけれども、実施主体の問題と実際の活用の方策とか、用地の問題も含めまして十分整理されていないようなところもありましたので、そういったところをまず整理をして用地をきちんと朝倉市のものにした上で、今後具体的に庁内検討委員会ございますから、そこを中心に皆様方からもいろいろな御意見をいただかないといけませんし、さまざまな御意見ございますでしょうから、そういったものも拝聴しながら中心となって考えていきたいというふうに思っております。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 質問いたします。

私は、これまで一体的活用になぜこだわるのかと言いつけてきました。具体的利用計画もなく、なぜ県有地取得にこだわるのか、校友会地の活用がまずできてからでもいいでは

ないかと問い続けてまいりました。これまでは、まず県有地を取得し、一体的活用でなければ何もできないということでした。

ところが、2月14日、一部活用計画についてのお話があり、多くの団体からグラウンド開放についての要望が出されており、半分が県有地であり、県有地取得するまでの間、財産管理委託契約を結び、開放したいと思いますということでした。これは一体どうことでしょうかお尋ねいたします。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 校友会のほうからグラウンドを約半分に当たる面積の部分につきましては、御寄附をいただいております。そういう実態がございます中で、住民の方からはあそこの状況を見ますと、グラウンドがあいてると、何か自分たちが使いたいけれども、開放できる道はないんですかというような要望がたくさん寄せられました。そういうことから、先ほど議員もおっしゃいます県有地の確保という問題もございますけれども、それに先立ちまして県有地と市有地と一体となってグラウンドの開放ができないものかということで、県のほうに御相談を申し上げてきたと、そういう経過でございます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 私どもは何回も申したはずですが、部分的な活用はできないんですか、県との相談はできないんですか、そのたびに行政の皆様はつれなくできないと、県有地取得までは何もできないというお答えだったと思いますが、今それができるのなら、なぜもっと早くこんな検討をなさらなかったのか質問いたします。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） グラウンドの活用といいますものは、具体的にじゃ今の跡地としてはグラウンドという形態をなしております。そういうことから暫定的に当面活用をしても支障がないであろうと、ほかの校舎でございますとか、いろんな配置物がございます。こういうものにつきましては、一体的な活用計画を練る必要がございます。今後暫定的に使うにしてもいろんな支障、障害、こういったことになればまずいということから、そういうことで一番暫定的活用には支障のない部分としてお願いをしてきたということでございます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 今は草が生えておりますが、グラウンドに限らずテニスコートだって活用できます。テニスコートは私も前々から言われてはおりましたが、何せ行政側が一部活用はしないということでしたので、これはできないと言ってまいりました。このあたりグラウンドに限ってなぜ活用ができるのかお尋ねいたします。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） ただいま申し上げますように全体的な活用計画というもの、21年の9月から12月にかけて基本計画が定まっております。大きな活用の流れに沿

って、じゃどのように具体的に使っていくのかというのが今後の姿でございます。そういう中で、現在、県の施設としてございますものを当面使うのか使わないのかというのは、今後の施設全体の活用に支障があってはならないというようなことで、一番当面の姿から見れば支障がないであろう土地のグラウンドの部分だけを、住民の方の要望に即して開放していこうというような姿になったということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 私にはどうしても御理解できないところでございます。市民の要望は体育館が一番多かったはずで、体育館がなぜ使えないのかというのは一番多かったはずで、これはどう考えてありますか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 体育館の要望とか、校舎の暫定的な活用の要望、こういったものも、それとか前面にございますハウス施設とか生産加工施設とか、もろもろ内容的にはあろうかというふうに私どもも理解するところでございます。

しかし、先ほど来から申し上げますように、基本的な活用計画が定まっておりますものの、個々具体的に全体の12万平米のエリアをどのように活用していくのかというのが定まらない現状の中では、一番支障のない形での開放を模索していったということで御理解賜りたいと思えます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） なぜ今なのでしょう、なぜ今グラウンドの一部活用を、もっと早くこういうことができるのならできたはずで、なぜ今なのかをお尋ねいたします。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 農林商工部に22年の4月から参りました。その折から一部活用はということで、私どもも考えないわけではございません。森田市長就任されて、5月以降でございましたけれども、その後早い時期に一部活用のグラウンドの開放について支障がなければ県と交渉をしてくれないかというようなことがございまして、種々多方面から紹介がございましたものですから話をする中で、具体的には2月になったということでございます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 2月14日、一部活用計画についての話がありました。さっきのグラウンドの開放についての話です。多くの団体からグラウンド開放についての要望が出されており、半分が県有地であり、県有地取得するまでの間、財産管理委託契約を結び開放したいと思えますので、手続として管理委託に関する要望書を提出いたしますとあります。これは2月14日です。ここに平成23年2月15日付で、福岡県甲と朝倉市乙との県有財産管理委託契約書があります。要望書ではなく、契約書です。土地、建物、耕作物、樹木、台

帳価格で17億円、甲は乙に対し、これらの管理を委託し、乙はこれを受託する、管理委託に係る費用は乙が負担する。きのう部長は、費用はかからないと言われたと思いますが、これはどういったことでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 先ほど来から申しますグラウンドについては、県有地が半分ございます。まだ所有権が移転しない中で、暫定的な活用をしたいということで申し入れを行いました。県につきましては、グラウンド相当部分だけを開放してくださいということでお願いをいたしましたところ、県有地全体での許可ですと、そういうお話でございました。じゃ県有地全体の許可ということになりますと、結果、校舎でございましてか樹木、こういったものがあるところでもあります。

そういう中では、私どもとして無償で貸してほしいと、そういうお話をいたしましたところ、県としては分割してという許可ですか、こういうことはできないので、土地一体として許可をしたいと、それに際しては条件として管理委託契約書なるものの締結をしないことには許可ができないということでございました。持ち帰りまして、市長等とも協議を行いました結果、費用の発生は当然いたしません。グラウンドだけしか今のところ私どもとしては活用を予定しておりませんので、費用が発生はいたしません。そういうことで、昨日来のお答えを申し上げたところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 根本的に費用のことは大切なことですけれど、私はそれよりも2月14日、管理委託に関する要望書を提出いたしますというのがあり、2月15日には県有財産管理委託契約が結ばれたということはどういうことでしょうかとお聞きしております。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 先ほど来から答弁させていただいておりますように、活用について県の施設課のほうと従来からずっと継続して、内容的なものも含めまして協議をさせていただいております。そういう中で、平成23年の2月の4日付でございまして、一定の条件、こちらの思いと県の思いが一致したということから、要望書という形で県のほうに意思確認のための書類を出させていただいております。その結果の報告を2月14日にさせていただいたということでございます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） それであれば、2月14日に管理契約を結んでおりますという報告がなぜになかったのでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 結果的には事務処理がそのときまでにでき得るかどうかという事務当局の問題もございましたけれども、結果から申し上げますと、2月15日に契約締結になっておるということで御理解賜りたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 私ども議会には何も報告しなくてもよいということでしょうか、ぼやっとした形で報告をしておいて、明る日には契約ができ上がっている、こういうことはおかしいと思いますが、部長はおかしいとは思われないのでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 説明が非常に丁寧ではなかったというか、そういう部分については反省をいたしておるところでございます。管理委託ということの表現になりますと、今議員がずっと御指摘いただいていますように早目の活用、そういったものも想定をされる、そういう中で、結果的に私ども担当としては、後の活用に支障がない形で当面のグラウンドの開放を模索しておったものですから、そこあたりとの意思の疎通が議会の皆様方ともあったのかなということで、説明不足という点については反省をしておるところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 部長、これは説明不足ではありません。議会無視と言います。私たちがそんなに役に立たないのであれば、何の報告もできないのであれば、私たちを解任されればいい。そうでしょ、何にも報告がなくて、私たちがどうやって話し合われますか、委員会でも大抵この話は熱く話したではありませんか、それに行政はこたえてくれない、これは一体どういったことなのでしょう、もう一つ、ごめんなさい、市長いいですか、部長にお尋ねします。この管理委託契約期間はいつからいつまででしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 年度契約でございます。そういうことから3月31日までということになってございます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 確かに「管理委託期間は、平成23年2月15日から平成23年3月31日とする。所有権移転の前日をもって、管理委託期間を終了するものとする」ということは、平成23年4月1日で所有権移転の日となるわけでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 所有権移転の日とはなりません。先ほどの質問の続きでございますけれども、管理委託契約というのは年度契約になっておると、そういうことから改めて4月以降の契約について県と協議をしまいるということでございます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 安心いたしました。びっくりしましたよ、これを見て。「所有権移転の前日をもって、管理委託期間を終了するものとする」とか書いてあるのを見ると、びっくりいたします。では、市長どうぞ。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 先ほど言いますように議会に対して十分なる説明がなかったということについては、私のほうからもおわびを申し上げたいと思います。

ただ、この件、要するにグラウンドを使わせていただきたい、これはずっと前からいろんな運動団体の皆さんから要望が上がっておりました。何とかしたいなという私の思いで、関係部課長に指示をさせていただきました。特に、じゃ2月になってなぜかという理由がある、と申しますのも3月、一応春になりますと、従来丸山公園の多目的グラウンド等を使ってる団体が、花見客等で駐車場がいっぱいになって使えないと、ですからぜひその時期までには使えるようにしてくださいという要望もございましたので、当面2月15日から3月31日までの契約ということになってますけれども、当面とにかく何とか皆さん方が使っていただけるような形を整えたいということで、こういう今回の形をとらせていただいたということでもあります。今ありましたけれども、じゃ4月以降はどうするのかということでもありますけれども、それについては今からもう既に4月以降どうやって市として暫定的に使える道を開くかということ、今県との話し合いをしておるのが現状でございます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 説明不足とか、そういうものではないんです。びっくりするんです。ずっと何年も何とかならんのか何とかならんのかとか言い続けて、2月14日に要望書を出されると、報告があったと思えば、2月15日には管理契約がなつとるという、このやり方に腹が立った。2月14日に話されればいいものを、そうでしょ。だから、この一般質問に上げさせていただきました。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） ちょっと誤解があるようでありますけど、2月14日に議会に説明したのは、2月4日に県に要望書を提出いたしましたという報告をさせていただいたというふうに私どもは考えております。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 2月14日全員協議会の資料に、「県有地を取得するまでの間、財産管理委託契約を結び、開放したいと思っておりますので、手続として管理委託に関する要望書を提出いたします」とあります。いたしましたとは何も書いてありません。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 議員が今指摘されます文言のとらえ方、それからグラウンドを開放するので管理委託契約をと、管理委託契約をするのが土地は、先ほど来御説明申し上げますように、県としては一体で借りてもらえないと許可ができないとか、そういう内容的な説明が不足をしておるということで、申しわけなく思っておるところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） これは私が何度言っても同じことの繰り返しになりますので、きのう言われた三奈木砂糖試験田、農業体験田などの活用計画に対する報告がありました。たしか14日の委員会の折には、何の活用計画もないとおっしゃったのですが、これはなぜだったのでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 14日の全員協議会の中では、ただいまのグラウンドの開放についての御報告を申し上げたというふうに記憶申し上げておりますが。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 全協の前に建設経済委員会の話し合いを持ったと思いますが。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 前段の委員会協議会の中でのお話では、私どもの記憶違いもあるかもしれませんが、私個人といたしましては3条許可申請が当然ございますので、その折に農業委員会と条件等について、活用についてお話をし、一定理解をいただいた上で許可をもらっております。そういうことの詰めで、三奈木砂糖の試験田でございますとか、学校の食育のための活用、こういったことで、委員会にも活用のお話は申し上げているというふうに理解しているところでございますが。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） あの折には、私の記憶が正しければ、活用計画は全くないということでありました。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 農地について活用計画が全くないという話は、できないというふうに私は思っております。そのようなことを申し上げますと、3条許可がいかかなものだったのかなということになりかねませんので、全体的な活用、こういったものについては今のところ持ち合わせておらないと、話が進んでおらないということの経過ではなかったのかなというふうな推察をいたしますが。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 仮に私の記憶違いであったとしても、三奈木砂糖の一件、それから農業体験田の話は全く出なかったと思っておりますが。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） まず、農地の問題について経緯を、経過からお話をさせていただきます。

校友会の皆さんの所有の土地でありました。その中で、農地については3条申請というような形でしないと、譲り受けができない。それを許可いただかないと、譲り受けができないとなりますと、校友会の財団としての解散ができないという話になってまいりますので、農業委員会のほうに市としては、農地についてはこういう形で活用をしたいと、それ

がないと、3条申請はおりません。

ですから、そういう形で農地は使いますということについて3条申請をして、その許可を得たと、ですから私はその時点で議会のほうにはどういう形で、説明が当然あってるだろうというふうに市長としては考えておりますけれども、もしそれがなかったというんだったら、さっきのことと同じような話で、それは大変失礼なことだというふうに思っておりますので、事情としてはそういう事情の中で活用といいますけども、3条申請をする場合にどうしても農地についてはどういう形で利用しますというものがが必要です。

ですから、先ほど部長が言いましたように、全体的な活用という話じゃございませんで、そこらあたりは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） それでは、議会には全体的な活用計画はきちっとできてしか報告がないということですか、その前に私たちが意見を申し上げる一つの機会もないということでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） その点については、今議会でもお話をさせていただいております。今から、いわゆる庁内の検討委員会が中心になって、どう進めていくかという検討をさせていただくと、具体的な計画のある程度の段階ができれば、多くの皆さん方の御意見をお伺いいたしますという話をきちっとさせていただいておりますので、当然その中には一番最初に議会の皆さん方の御意見をいただくということになるかと思っております。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 今なぜにこんなにもめているかというのと、何年もたつのに計画ができてないからじゃないですか、それなのに急にできますか、何で急にこんなにぼんぼんぼんぼん話が上がってきたのですか、話が一つもなくて、こういった話が上がってくる、このことがおかしいと言ってるんです。せめて私たち建設経済委員会ぐらいには、こういう思いであそこの実施計画をつくらうとしておりますという話ぐらいあってもいいとは思いますが。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 議員の考え方、受取方、そういったものが私どもが御説明申し上げてるのとちょっとずれてるのかなという気がいたします。私ども担当としては、活用計画を具体的に今進めてる、練ってるという状況ではございません。あくまでもあそこの活用計画といいますものは、21年の段階でできました活用の基本計画、こういったものがあるのが現状でございます。

そういう中で、それを踏まえたもろもろの提案事業者の問題でございますとか、用地確保の問題でございますとか、それから寄附に伴います農地の活用問題、こういったものの前段の整理をさせていただいたというのが今までの姿でございます。今後について庁

内検討委員会を母体としながら、方向性を見出すと、そういう流れでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 私にとってはとてもわかりにくいことです。物を2億円も出して買おうとするときに、もっと具体的にこういうものにしたい、使いたい、具体的にどうか、きちっとした利用計画じゃないですよ。こういうことに使いたいという市長の理想だとか、そういう思いの中に自分たちはこんな計画をやりたいんだというお話もないんでしょうか、そんな中で県有地の取得をされるわけでしょうかお伺いします。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） これは寄附の申し込みと申しますですか、そういう時代からの流れを振り返ってみますと、全体的な朝倉農業高校跡地、これの活用を朝倉市として将来にわたって考えていく場合には、やはり県有地の取得を含めた方策を考えるべきだと、そのような流れで私は現在に至っているというふうな理解をしておるところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 建設経済常任委員会では、朝倉農地取得のための勉強に印西市の視察研修を行いました。それに基づき行政と委員会の話し合いを行いましたね。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 議員おっしゃいますように、印西市の視察を経まして勉強会と申しますですか、事例等のお話をさせていただいたことを記憶いたしております。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 印西市庁内プロジェクト班の取り組み、県との連携、市民の総意をまとめる高校OB、地区住民が中心になっての「まちづくりへの想い会議」、これは任意での月1回の勉強会です。県との交渉事項についても、境界の確定、県と市の評価額の違いの調査、県と市との評価額の差があつて当然であり、それはどう埋めていくかがこれからの作業であると言われておりました。印西市では、このように一つ一つの問題を解決していきながらの取り組みでございました。多くの企業がここ印西市に本社を構えようとしておりました。印西市の発展のすばらしさを私たちは体で感じました。印西市の跡地問題の取り組み方の一つにしても、それを見ることができます。部長、このまんまではいかんとじゃないですか、このまんま進めていっていいと思われませんか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） これは印西市の例で今議員おっしゃってます。ここも高校跡地、そういったものの取得についてどのような対応で市が進めていったのかということでございます。先ほど例にとられました県との交渉の経過の中で、例えば境界確定の問題でございますとか、それについては印西市では担当課だけでなく、例えば管財の職員

も入りながら調整をやっているとか、価格交渉についても評価額の違いを調整するために庁内でいろんな部署と連携をしながらやっていると、そういうような事例でお話をされたことを記憶をいたしております。現在の交渉の過程の中でも、今までの経過、こういったものがございますし、先日来市長も県有地取得に向かって県に対して要望はいたしております。そういう中では、一定県のほうとしても処分方針、こういったものを内部で起案をされ、方針決定がされる運びになっております。私どもといたしましても、その方針決定に至りますまでの中は事務的に作業をさせていただいておるといってございまして、御理解賜りたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 市長の思い、日本一の朝倉市、未来を切り開いていくためにもこのまんまじゃ朝倉市自体が沈んでしまうと思われてなりません。こんなやり方がどこの課でもどこの部でも行われているとすれば、これは大変なことではないでしょうか、市民も議員もともに朝倉市自体に不安を感じてしまいます。私どもはあしたの朝倉市の発展のため、力を合わせるべきなのではないですか、持てる力をそれぞれに発揮して、あしたの朝倉市の発展に尽くすべきではないのですか、部長はどう思われるのでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 議員がおっしゃいます熱い思いというのは、私どもも共有をしているところでございます。

しかし、そうは申しましても、立場の違いということもあろうかと思っておりますけれども、目指すところは一緒でございます。今までの答弁の中でも申し上げましたけれども、今までやってきました経過、こういったものも踏まえて行動しなければなりませんので、その点については御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 私は全く理解できません。買い物をするときに何の目的で買うのかもわからず、ただ買ってから決めよう、そんなことでは買い物はできませんよ。同じ家が2億円で売ってある、1億円で売ってある、どうせなら2億円で買ったほうがいいだろうかという、そんな考え方では、これは2億円を出しても、こんなことをやりたいから買いたいんだという方針が、私たちが納得させる方針が欲しいんですよ。1億円が高いとか2億円が高いとかを言っているわけではありません。市の方針としてこれがやりたい、だから2億円で買います、そしてこの方向に向かって朝倉農業跡地を立派に朝倉発展のために役に立ててみせますという、その強い思いが必要です。熱さは全然違います。違いますか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 確かに買い物をする場合においてはおっしゃるとおり、どういう目的で使うからこういう買い物をするんだと、そのとおりでございます。この朝

農跡地につきましても12万平米というあの土地を朝倉市の将来のために使っていく、振興のために使っていくという目標でございますので、その目的のために残りの県有地を取得させていただくということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） どういう目的かがわからないんですよ。だから、2億円で買われるんでしょ、2億円とは言いません。2億円がもっと安くなるかもしれません。でも、どういう方向性がないから、とりあえずは半額ではなくて、定価で買おうというんでしょ、違いますか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 定価で買うということではございませんで、鑑定をされた上で、お互い納得をして取得をするということでございます。あの部分について従来からの県条例にのっとった形で、有利な取得ができれば、それにこしたことはございませんけれども、今いろいろ議論をさせていただいておりますように方向性が、確たるものが今のところ持ち得てないということで、跡地活用計画はございますけれども、じゃどれだというものが定まってない中では減額譲渡と言われます従来の部分については、非常なる疑問が生じているということでございます。

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 福岡県県有財産の取得、管理及び処分に関する条例の中で、普通財産の無償譲渡又は減額譲渡第4条のところに書いてあるいろいろな財産を譲渡するときに行けるいろいろなものは、大概のものはこれに当てはまるんじゃないかなろうかと私は思いますし、これは時間もありませんので、また話し合いをするということですので、私の熱い思いは牟田部長に届かなかったのでしょうか、市長には届きましたでしょうか、届きませんか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 13秒しかございませんので、端的に答えます。私も柴山議員と同じように、あの土地を朝倉市民が喜んでいただけるような形として活用したいという思いには変わりございません。

（質問終了のベルが鳴る）

○議長（柴田裕隆君） 5番柴山恭子議員の質問は終わりました。

以上で通告による一般質問は終わりました。これにて一般質問を終了いたします。

10分間休憩いたします。

午前11時00分休憩